

○小川町小口金融あっせん規則

平成12年2月2日

規則第1号

小川町融資斡旋規則（昭和31年小川町規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、町内において事業を営む中小企業者の事業の振興を図るため、必要な資金の融資あっせんを行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の規定するもの
- (2) 金融機関 埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と債務保証契約を結んだ金融機関であつて別表第1に定める金融機関をいう。
- (3) 運転資金 生産の増強又は販売の増加に伴い必要とされる資金その他事業の維持発展に必要な資金（次号に該当するものを除く。）をいう。
- (4) 設備資金 事業の用に供する建物及び機械設備等の新設並びに拡張及び改善のために要する資金をいう。

（融資あっせんの条件）

第3条 融資あっせん資金の種類、融資金額、利率、償還方法、償還期間及び据置期間については、別表第2に定めるところによる。

2 連帯保証人は原則として、個人の申込みにあつては要しない。法人の申込みにあつては保証協会の定めるところによる。

（債務保証）

第4条 この規則により金融機関が行う中小企業者に対する融資は、すべて保証協会の保証に付さなければならない。

2 前項の保証料は、別表第2に定めるところによる。

（申込者の資格）

第5条 融資あっせんを申込みことができる者は、平素の運営が正常であり、融資金を弁済する能力が認められ、かつ、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 町内に店舗、工場又は事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでい

ること。

- (2) 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）による住民票に記載されている者又は商業登記法（昭和38年法律第125号）による法人の登記をしていること。
- (3) 町税の納税義務者で、町税を完納していること。
- (4) 保証協会が代位弁済をなした場合において、その債務者及び連帯保証人は、その代位弁済による債務を完済していること。
- (5) 現にこの制度による融資を受けている者にあつては、当該資金の弁済を終えていること。

（連帯保証人の資格）

第6条 連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。ただし、法人の代表者は、第1号の規定は適用しない。

- (1) 比企郡内に居住し、住基法による住民票に記載されている者であること。
- (2) 一定の職業を有し、独自の生計を営んでいること。
- (3) 市町村民税の納税義務者であつて、市町村民税を完納していること。
- (4) この制度による融資を現在受けていないこと。

（申込み）

第7条 融資のあつせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、小川町小口融資あつせん申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（調査）

第8条 町長は、申込者について、実施調査書（様式第2号）により必要な調査を行うものとする。

2 町長は、前項の調査を金融機関に委託することができる。

（融資の決定）

第9条 町長は、前条による調査の結果を小川町小口金融審査会に諮り、融資あつせんの可否を決定するものとする。

2 町長は、融資のあつせんを決定したときは、速やかに小川町小口融資あつせん決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。この場合において、町長は、直ちに当該融資あつせんの決定者を小川町小口融資依頼書（様式第4号）により、金融機関に送付するものとする。

3 町長は、融資のあつせんを否決したときは、速やかに小川町小口融資あつせん

不適格通知書（様式第5号）により当該申込者に通知するものとする。

（借入手続）

第10条 前条第2項の規定による決定の通知を受けた者は、当該通知のあった日から20日以内に借入手続きを終えなければならない。

2 金融機関は、前項の借入手続きを終えた者に対し、速やかに融資を行うものとする。

（融資のあっせん決定の取消）

第11条 町長は、融資のあっせんを決定した者が次の各号の1に該当するときは、これを取り消すことができる。

(1) 前条第1項に違反したとき。

(2) 融資金を目的以外に使用したとき。

（融資条件の変更等）

第12条 町長は、借入者において特別の事由があると認めるときは、第3条に規定する融資の条件の範囲内において、融資の条件を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、借入者においてやむを得ない特別の事由があると認めるときは、償還期間に限り第3条に規定する融資の条件の範囲を超えて、融資の条件を変更することができる。

3 前2項に規定する変更を受けようとする借入者は、融資条件変更申込書に必要な書類を添えて町長に申し出るものとする。

4 前項の融資条件変更申込書は、保証協会の定めるところによる。

5 町長は、第3項の規定による申出があったときは、調査を行い、変更の可否を決定するものとする。

6 町長は、前項の規定により変更の可否を決定した時は、その結果を借入者及び指定金融機関に通知するものとする。

（貸付報告）

第13条 金融機関は、第10条第2項による融資を行ったときは、速やかに町長に報告するものとする。

（延滞者の報告）

第14条 金融機関は、融資金の償還につき延滞者があるときは、町長に報告するものとする。

（完済者の報告）

第15条 金融機関は、借主が融資金の弁済を終えたときは、毎月末日現在で翌月

10日までに町長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第16条 小川町小口金融審査会委員又はこの職にあった者及び関係者は、融資のあっせんに関し知り得たことを漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(小川町融資審査会規則の一部改正)

2 小川町融資審査会規則(昭和31年小川町規則第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年1月9日から施行する。

附 則(平成14年規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第28号)

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第43号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

金融機関名

埼玉りそな銀行 小川支店
埼玉縣信用金庫 小川支店
東和銀行 小川支店
武蔵野銀行 小川支店

別表第2（第3条、第4条関係）

種類	融資金額	利率	保証料	償還方法	償還期間	据置期間
運転資金	500万円	年2.2パーセント以内	年0.8パーセント以内	一時払い割賦償還（繰上償還を妨げない）	5年以内	3箇月以内
設備資金	500万円	年2.2パーセント以内	年0.8パーセント以内	割賦償還（繰上償還を妨げない）	7年以内	6箇月以内

様式第1号（第7条関係）

		年 月 日	
小川町小口融資あっせん申込書			
小川町長 宛て 次のとおり小川町小口融資のあっせんに申し込みます。			
申 込 人	(ふりがな) 商号又は名称	-----	
	(ふりがな) 代表者氏名	-----	
	現住所	〒 電 話 ( )	
	営業所住所	〒 電 話 ( )	
	町外の営業所住所		
	生年月日又は設立年月日	年 月 日	
	開業日 ※現在地での営業年数	( 年 月 日 年 箇月)	
	業 種 (主な取扱品目)	( )	
	資 本 金	千円	
	許認可 有 ・ 無	番 号	取得日
従業員数	人	(家族・役員) 人	(常時) 人 (臨時) 人
借 入 内 容	金融機関	銀行・信用金庫 支店	
	資金使途	運転・設備 ( )	
	申込金額	円	借入期間 箇月据置き 回払
	借用理由		
業 況	前期決算状況 ( 年 月期)		
	売上高	千円	純損益金 千円
	前々期決算状況 ( 年 月期)		
	売上高	千円	純損益金 千円

様式第2号(第8条関係)

( 年 月 日調査)

実 施 調 査 書					
金融機関名		担当者名			
商号又は名称	※	資本金			千円
代表者氏名	※ ( 歳)	電話			
現住所					
営業所在地					
業種		資本金(元入金)			千円
開業年月		法人設立年月日			
現在地における 営業年数	年 月	許認可年月日 番 号		年 月 日 号	
従業員数	男 名 女 名(内家族従業員数 男 名 女 名)				
主な取扱品目					
最近の業績及び主な取引先					
主な得意先	商品名	会社名	現金	手形	掛
			%	%	%
主な仕入先	商品名	会社名	現金	手形	掛
			%	%	%
最近の実績		売上高(千円)		仕入高(千円)	
	月				
	月				
	最近6か月の平均				
これからの見通し					

※印欄については、町で記入します。

借入れ申し込み金額	運 転 ・ 設 備 万 円		
県信用保証協会利用	無 ・ 有 ( 年 月 残高 円 )		
資金用途明細			
担保並びに他借入状況			
借入金の返済方法			
返済資 源			
過去(現在)において貸付金があった 場合の返済状況	良 好 ・ 遅れぎみ ・ その他 ( )		
連 帯 保 証 人			
氏 名		生年月日	年 月 日 満 才
住 所			
職業・勤務先			
申込人との関係		関係銀行 との取引	ある ・ なし
資 産 状 況			
氏 名		生年月日	年 月 日 満 才
住 所			
職業・勤務先			
申込人との関係		関係銀行 との取引	ある ・ なし
資 産 状 況			
調 査 概 要 並 び に 意 見	経歴並びに営業の経過、状況、盛衰、人柄、風評、特に貴店において調査した信用概評並びに返済計画を具体的に記入のこと。		
連帯保証人の人柄、信用状態(なるべく具体的に記入のこと)			

様式第3号(第9条関係)

小川町小口融資あっせん決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

年 月 日付で、申込のあった小川町小口融資あっせんについて下記のとおり決定したので通知いたします。

記

あっせん金額	金	円	資金用途	運転資金・設備資金
金融機関			期間	ヶ月
償還方法	一時償還 ・ 割賦償還 (措置 ヶ月・ ヶ月払)			
決定番号	第 号	決定年月日	年 月 日	
申込人	住所	番地		
	氏名			
連帯保証人	住所	番地		
	氏名			
	住所	番地		
	氏名			

注意：申し込み人が、この通知書を受領後20日以内に借入手続きを完了しないときは融資のあっせんを取り消します。

様式第4号（第9条関係）

小川町小口融資依頼書			
年 月 日			
銀行・信用金庫		支店長 様	
上記申込について審査した結果、適当と認められますので、融資を依頼します。			
小川町長			印
金融機関	銀行・信用金庫		支店
申込金額		利率	%
借入期間	箇月据置き	回払	返済方法 一括・分割
資金使途	運 転 ・ 設 備		現地調査 有・無
調 査 結 果	営業手腕	①優 秀 ②普 通 ③劣 る	
	財務内容	①良 ②普 通 ③不 良	
	売上動向	①増 加 ②横ばい ③減 少	
	収益性	①増 加 ②横ばい ③減 少	
	資金繰	①良 ②普 通 ③悪 化	
(特記事項) 埼玉県信用保証協会の審査で融資が適当と認められたことを条件とする。			

様式第5号(第9条関係)

小川町小口融資あっせん不適合通知書

第 号  
年 月 日

様

小川町長

印

年 月 日付で、申込のあった小口融資あっせんについて、調査及び審査の結果、下記の理由により小口融資あっせん不適合となりましたので通知します。

記

理 由

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)